

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	22年度			23年度			24年度		
				台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比	台数	調定額	前年度比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000	23,997	23,997	97.6	23,238	23,238	96.8	22,544	22,544	97.0	
	90cc以下	1,200	1,181	1,420	98.1	1,110	1,332	93.8	1,048	1,257	94.4	
	125cc以下	1,600	3,845	6,152	106.8	4,156	6,650	108.1	4,568	7,308	109.9	
	ミニカー	2,500	75	188	97.9	77	193	102.7	77	192	99.5	
	小計		29,098	31,757	99.3	28,581	31,413	98.9	28,237	31,301	99.6	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	2,400	3,329	7,990	100.4	3,413	8,191	102.5	3,369	8,085	98.7	
	三輪のもの	3,100	2	6	100.0	1	3	50.0	1	3	100.0	
	四輪のもの 乗用	営業用	5,500	8	44	133.3	8	44	100.0	7	38	86.4
		自家用	7,200	16,165	116,388	102.7	16,453	118,462	101.8	17,152	123,494	104.2
	貨物	営業用	3,000	541	1,623	96.3	541	1,623	100.0	515	1,545	95.2
		自家用	4,000	7,120	28,480	95.0	6,900	27,600	96.9	6,884	27,536	99.8
	農耕用	1,600	18	29	116.0	17	27	93.1	20	32	118.5	
	特殊作業用	4,700	107	502	93.7	102	479	95.4	93	437	91.2	
	小計		27,290	155,062	101.0	27,435	156,429	100.9	28,041	161,170	103.0	
二輪の小型自動車	4,000	2,351	9,404	98.6	2,342	9,368	99.6	2,385	9,540	101.8		
合計		58,739	196,223	100.6	58,358	197,210	100.5	58,663	202,011	102.4		

(各年度決算における数値(ただし、24年度は課税状況調による))

2 市たばこ税

(1) 調定額等

区分 \ 年度	21年度	22年度	23年度
消費本数 (千本)	旧3級品 5,750 旧3級品以外 420,752	旧3級品 7,916 旧3級品以外 370,326	旧3級品 11,462 旧3級品以外 329,120
税率	旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円	平成22年9月30日まで 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円 平成22年度10月1日から 旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円
調定額 (千円)	1,396,635	1,352,215	1,545,002
前年度比 (%)	94.6	96.8	114.3

(各年度 最終調定による)

3 入湯税

(1) 調定額等

年度	21年度	22年度	23年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数			
宿泊する者	0	0	0
宿泊しない者	100,021	98,152	96,008
調定額	7,501,575	7,361,400	7,200,600

*入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円
宿泊しない者 75円